

4 . 四半期財務情報の作成等に係る事項

(1) 会計処理の方法における簡便な方法の採用 (法人税の計上基準)

税金費用の計上基準については、法定実効税率をベースとした年間予測税率を用いる等の簡便な方法により計算しております。

(2) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成 15 年 10 月 31 日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 6 号))を適用しております。これにより営業利益は 1,522 百万円増加、経常利益は 858 百万円増加、また税金等調整前四半期純利益は 22,441 百万円減少しております。

また、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。